

豊中市広報アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

本市は令和 5 年 12 月策定の「豊中市広報戦略 2023-2025」に基づき、「共感を得る広報」をめざし、ソーシャルメディアの特性を生かした発信の充実や、“魅せる”広報、外部専門人材の活用などに取り組んできた。今後はこれらの取り組みにより、積み重ねてきた成果を踏まえ、引き続き「共感を得る広報」を基本理念に、“魅せる広報”を発展させる取り組みが求められる。

本業務は、外部の専門的知見を取り入れることで、これまでの成果を一層深化させ、広報機能を充実・強化するとともに、職員の広報力向上を図ることを目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

広報アドバイザー業務

(2) 業務内容

別添「広報アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、2,000,000 円(税込)

(5) 担当部局

都市経営部 広報戦略課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人・個人とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられて

いない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 動画を活用した広報、情報発信又はプロモーションに関する業務について、企画立案、制作支援、運用改善又は助言等を行った実績を有すること。

4. 日程（いずれも、令和 8 年（2026 年））

- ・募集要項等の公表 4 月 10 日（金）市ホームページに掲載
- ・現場説明会 実施しない
- ・参加表明書の締切 4 月 16 日（木）17 時まで（必着）
- ・質問事項の締切 4 月 16 日（木）17 時まで（必着）
 - ※質問は【様式 2】にてメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載する。個別には回答しない。
- ・質問事項への回答 4 月 21 日（火）予定
- ・企画提案書等提出期限 4 月 30 日（木）17 時まで（必着）
- ・第 1 次審査（書類審査） 5 月 8 日（金）予定
 - ※応募事業者が 5 者以上あった場合のみ実施
- ・第 2 次審査（プレゼンテーション） 5 月 13 日（水）予定
 - ※当日の時間、場所等は、第 1 次審査終了後、通知

- ・ 審査結果の通知予定日 5月下旬
- ・ 委託契約の締結予定日 5月下旬

5. 企画提案書

参加者は、本要項及び別紙「広報アドバイザー業務委託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	提案者の代表者印を押印。	様式 1
2	企画提案書	次のとおり企画提案を求める。 〈項目①〉市公式 Instagram に投稿しているリール動画について、課題と改善の提案 〈項目②〉業務受託後の具体的な支援方法（体制・フロー・ツール等） 〈項目③〉本市で動画を作成する市職員向け、研修内容 〈項目④〉本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書に記載している以外に提案者ができる点について。	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること	様式 3
4	業務経歴書	類似する事業実績等を記載すること	様式 4
5	団体の概要書 (企業概要など)	必ず、連絡先（担当者氏名、電話・FAX 番号、メールアドレス）を記載すること。	任意
6	見積書	本プロポーザルにおける提案の見積価格	任意
7	処分歴等の確認書	様式 5 に記載し提出すること。	様式 5

(2) 提出方法

PDF 形式のデータファイルで、以下のいずれかで提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

ただし、プロポーザル参加表明書については、メールにてデータを送付すること。

- ・ メールにて提出
 - ※メールにファイルを添付する場合は受信可能なファイルサイズは 8MB まで。
 - ※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。
- ・ アップロード用 URL より提出 (Box)
 - 希望する場合は、事務局へ連絡をすること。プロポーザル参加表明書【様式 1】に記載のメールアドレスに対し、ファイルをアップロードする URL を送付する。

(3) 提出期限

- ・ プロポーザル参加表明書 (No.1)

令和8年(2026年)4月16日(木) 17時(必着)

- ・ 企画提案書等 (No.2~7)

令和8年(2026年)4月30日(木) 17時(必着)

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

プロポーザル参加表明書の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

※提出書類の分割提出は認めない。

(4) 提出先

下記「10. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し審査する。応募事業者が4者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

- ① 日時：5月13日（水）を予定（日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。）
- ② 発表時間：25分（各提案者につき10分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。）
- ③ 発表方法：提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。
※詳細は別途、お知らせする。
- ④ その他：当日の出席者は提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする

(2) 評価項目

項目	配点 (合計 100)	備考
(1) 企画提案書	20	○本業務の目的・趣旨の理解 ○提案内容の実現性について ○業務を推進するための幅広い知見・実行力をもっているか
	30	○提案の有効性について ○助言・技術的指導・分析にあたり必要な知識・経験を有しているか ○支援方法は妥当か
	10	○その他追加提案
(2) 実施体制・業務実績	30	○本業務の実施体制について ○取組み姿勢について ○類似する業務の実績
(3) 見積金額	10	○見積額について相対評価とする。
(4) 処分歴	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価

(3) 審査結果の通知

- ・第一次審査の結果は5月8日頃に、第二次審査の結果は5月下旬に、メールにて通知する。
- ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(4) 審査結果の公表

- ・市ホームページにおいて審査結果を公表する。
 - ・公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に遅刻・欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

8. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約

の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提案書類の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 広報戦略課

T E L : 06-6858-2028 F A X : 06-6842-2810

E-mail : kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 辻本、結城